

令和6年度 第2回こどもまんなか・ぎふ推進会議開催結果

1 日時

令和6年9月5日(木) 13時30分～15時15分

2 場所

岐阜県庁 議会棟第2会議室 (ハイブリッド方式 (WEB会議の併用))

3 出席者

可児 亨(岐阜県保育研究協議会 会長)
木村 麻理(NPO法人山県楽しいプロジェクト 理事)
栗本 理花(連合岐阜 副理事長)
黒野 百貴(岐阜県若者サポートステーション 就労支援員)
澤 幸子(岐阜県警察本部 少年育成支援官)
関 正樹(医療法人仁誠会 大湫病院 児童精神科医)
徳広 圭子(岐阜聖徳学園大学短期大学部幼児教育学科 教授)
長瀬 啓子(東海学院大学人間関係学部子ども発達学科 准教授)
西尾 将史(岐阜県商工会青年部連合会 会長)
藤井 奈々(弁護士)
堀 秀子(岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター センター長)
前田 研治(高山市こども未来部 こども政策課長)
益川 浩一(岐阜大学地域協学センター センター長 副学長補佐(地域連携担当))
安田 典子(NPO法人くすくす 副理事長兼事務局長)

以上14名 ※50音順

(県)

堀 智考 (健康福祉部子ども・女性局長)
山下 靖代 (健康福祉部子ども・女性局副局長)
大野 享子 (健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 男女共同参画推進監)
堀場 敦子 (健康福祉部子ども・女性局子育て支援課長)
大野 健夫 (健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課長)

4 議事

- ・ 岐阜県こども計画の骨子案について

5 議事録

別紙のとおり

令和6年度 第2回こどもまんなか・ぎふ推進会議・議事要旨

1 あいさつ

堀子ども・女性局長あいさつ

2 議事

岐阜県こども計画の骨子案について

<説明：子育て支援課長>

※各委員の意見等

<委員>

- ・希望に応じて、将来こんなことができる社会を目指していくことが将来像だとは思いますが、今の生活、毎日を生き生きと楽しくできる社会、という観点も入るとよいのではないかと。

<委員>

- ・子どもが発する言葉、行動、子どもならではの発想、そういったものを県の目指す将来像の中に入れていただきたい。子どもの可能性や魅力を活かした形での方向性が出ると「子どもまんなか」に位置付けたような表現になるのではないかと。

<事務局>

- ・今回「子ども大綱」が子どもの意見を尊重するという点で、大きく方針を変えている。具体像の中にその1つを盛り込んだところである。これまで意見聴取を行った子どもたちの言葉や考えも踏まえながら再考したい。

<委員>

- ・子ども計画の「目指す将来像」のところに「結婚、子育て」が入っていると、「結婚、子育て」ありきのように思える。「子どもの個性や多様性が尊重され、将来にわたって幸せな生活を送ることができる。」の方が目指す将来像にふさわしい。具体像の中に「結婚、子育て」を入れたほうがよいのではないかと。

<委員>

- ・「希望に応じて」という言葉があり決して価値観の押し付けではなく、非常に大きなライフデザインのひとつとしてあえて入れていると思うが、全体の将来像としてはもう少し大きな形でとらえた方がよいのではないかとのご意見。事務局の方で検討いただきたい。委員からそういう声が非常に多かったということは留意していただきたい。

<委員>

- ・すべての子どもが輝くということは、地域も輝いていないといけない。短期的には、定住促進やUターンなどの社会減対策。持ち家があると定住に繋がるという点から、岐阜県の子どもを育てる最適な土地からアピールするとか、国との予算で、国の支援、上乗せや横出しをしていく経済的支援をしていくのもひとつの案である。
- ・長期的には、子どもの幸福度に着目し、幼児期から一貫して地域愛を育てていけるとよい。子どもの意見を聞くときに、もう1つ上の若者たちが、シミュレーションして具体化していくと世代間での流れができ、意見のフィードバックにもなって、「私が作った岐阜県」という地域愛を育てていく。それも子どもの主体性や、生き生きとしていくというところに繋がっていくのではないかと。

- ・一緒に夢や希望を語れる場があれば、男女が出会う場にもなり、まちづくりをした若者が増えるほど、地域が活性化していく。そして子どもが輝いていくというような、往還するサイクルができていけばよいのではないかと思っている。

<委員>

- ・目指す将来像について、子どもが結婚できる社会と読めるところに違和感がある。関連して、「子ども」「子ども」「子ども若者」などの表記は、明確に使い分けられているか。希望に応じて夢を実現と読めるところもつながりが気になる。
- ・「ぎふっこまんなか社会」というキーワードがいきなり出てくる印象を受けたため、資料に説明を加えてはどうか。
- ・具体像の3つ目の「子育てに参画」は、他でも目にする表現だが、もともと子育ては両性で担うべきものであり、性差による役割分担を前提としているように受け取れるため、改めてはどうか。また、全体的に主語はだれか、だれが対象なのかなど整理するとよいと感じる。

<委員>

- ・言葉の定義は注釈で定義を入れていけばよいのではないか。
- ・「子育て当事者」という言葉について、「ぎふっこまんなか社会」のように岐阜独自のオリジナリティある文言はよいと思うが、例えば「子育て中のパパママ」を示すようなときに、多種多様な言葉がありすぎると、むしろそれが混乱を招く恐れがある。このまま「子育て当事者」という言葉でよいのではないか。
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第1条に「この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため」とある。夢や希望というのはやはり主観や思いという気持ちの部分があると思うが、結婚、妊娠、出産と並列するのはおかしいのではないか。目指す将来像を見たとき率直に言って、「産めよ、増やせよ」の戦前に戻ったのかと思い驚いた。人にわかりやすく、この計画を伝える、そしてこの計画を実効性あるものにするためには、あまりその文言については大きくさわらず、必要に応じて注釈をつけるような形の方がよいのではないか。

<委員>

- ・目指す将来像が若者向け、今これから子育てをしようとしている人向けのメッセージになっていて、全く子ども向けのメッセージではないように感じる。子どもの現在の視点というのはすごく大事で、子どもが安心して、安全に育つことができることである。安心と安全は本来別々のもの。そういうことが文言として盛り込まれていることのほうが望ましい。
- ・「夢を実現することができる」というふういきなり出てくるが、夢を実現できるのは夢を持てる子だけ。本来、夢を持てる社会ということの方が前提としてはものすごく大事で、実現可能かどうかは

違うベクトルの話になる。夢を持つことができる社会の方が、本来目指すべき将来像なのではないか。夢を持つことができる子は、当然安心・安全に生活できてなければいけない。その土台の構造がごちゃごちゃとしているので、こどもたちに向けたメッセージ、こどもの将来像として、現在の視点、そしていきなり夢を実現するというのは、もう夢を持てる人が書いたということがわかり、違和感がある。

<委員>

- ・こどもを主軸においた文言に代わるとよい。
- ・若者のライフデザインの支援について、報道では結婚支援に予算をかけるという話がこども家庭庁から聞こえてきている。結婚支援においては、お金をかけるのではなく、本当に長期にわたって、支援する人がいて、それが皆さんに知れ渡りしっかりとしたマッチングができることの方が大事だと思っている。国の概算要求でもライフデザイン支援に関しては金額が少なく、結婚支援にかかるところの予算が膨大になっているような気がするが、そこに岐阜県が流されることなく、これから岐阜県がやろうとしている若者のライフデザインやキャリア形成に力を注ぐべきではないか。

<事務局>

- ・ご指摘のライフデザインについては策定する計画の中でも注視しており、施策のところにワークライフバランス等も含めた幅広いライフデザインを構築する機会の創出ということも盛り込んでおり、これまで以上に力を入れていきたいと考えている。

<委員>

- ・計画の骨子案「幼児期の教育、保育内容の充実」と基本施策でうたっているが、国のガイドラインでいくと、「幼児期の教育、保育の質の向上」になっている。先生方も「保育の内容の充実」という表現より、「質の向上」というように思い切って踏み込んでうたい込んでもらった方がよいのではないかと思う。

<事務局>

- ・ご意見を踏まえて再度検討させていただきたい。

<委員>

- ・「里親包括支援」とあるが、一般的には「里親養育包括支援、フォスタリング」というのではないか。
- ・「権利保障」という言葉があったが「権利擁護」という言葉が使われているので、そのあたりの文言についても精査していただきたい。

<委員>

- ・「子育て当事者」という文言については新しい用語を作るのではなく、今使われている用語でよいの

ではないか。

- ・将来像に関しては、「夢が持てる」とし、「結婚、子育て」を前面に出すことはやめた方がよい。
- ・「男女とも仕事と家庭の責任と喜びを分かち合える環境づくり」は男女共同参画の視点からだと思いが少しシンプルに「仕事と家庭の両立」としてはどうか。「こどもまんなか社会」というところがスタートなので、こどもを中心とした書きぶりにしていただけたらと思う。
- ・子育て当事者の部分は、このまま経済的支援やワークライフバランスに取り組むというところはそのまま引き続きやっていただきたい。
- ・「IV 社会全体でのこども・子育て支援」の主な施策「性別により固定的な役割分担意識の解消のための広報・啓発活動」は具体的にどんなことが想定されているのか。
- ・社会全体でのこども支援というのは非常に大きなポイントになってくる。「地域の資源・人材を活用したネットワーク構築」とあるが、活用する前に、育成や発掘から始めていかないと、地域は充実していかない。

<事務局>

- ・「アンコンシャスバイアス」という無意識の思い込みが存在するということが指摘されている。今年度の新規事業で、県民の方に、「アンコンシャスバイアス」について考えていただき、それを使って動画などを作成し、こういった「アンコンシャスバイアス」があるんだと気づいていただくという事業をやっている。
- ・ご指摘の通り、地域の人材資源を活用したネットワーク構築について人材不足は言われている。これまでも人材育成に関する取組みを、研修・養成等も含めて幅広く展開しているが、さら到来年度、新しい基盤に向けての取組みも広げていきたいと考えている。

<委員>

- ・DVや、言葉の使い方などいろいろなところで、具体的に出てきていると思う。無意識の発言が人を支配していたり、こどもの意欲を阻害していたり、そういうところは、性別役割分業ではないと思うが、岐阜県は、女性を馬鹿にしたり、しゃべらなくてよいとか、女の子だから、というようなことがまだまだ残っている地域だと思う。そういうところも含めた取組みをしていただきたい。親がしていることを見てこどもは育つので、こどもを取り巻く環境と人のひとつという視点を持っていただきたい。
- ・「IV 社会全体のこども子育て支援」について、こどもや子育てしている人に対して、温かい目で見守るとか、そういう意識を醸成していただくというようなことを、具体的に書いた方が、明確になっていく。できる限り中身をしっかりと具体的な形で示せるような観点もしっかりと入れてほしい。

<委員>

- ・主な施策案「いじめや不登校への対応、有害環境対策の推進」とあるが、有害環境対策は、具体的にどんなことを考えているのか。

- ・文言についての質問。Ⅱ「困難な状況にあるこどもへの支援」の「障がいのあるこどもの療育支援」というところ。障害の害の字をわざわざひらがな表記にする意義というのが、社会モデルから考えると非常にありえないと思うので考えていただきたい。障害は別に個人の中にあることではなく、社会との間にあると基本的に合意されること。国の法律等でも害の字は普通に使われていると思うが、わざわざひらがな表記になっている意義についてお伺いしたい。
- ・療育支援という言葉は通常使われる言葉ではなく、療育又は支援のどちらかで使われる言葉ではないか。療育支援とつなげて使うのは見たことがないと言ってもよい。そして療育という言い方自体が、古臭くなってきているので、単に支援という方が望ましいのではないか。「療育」は割と早期に障がいが見つかったお子さんたちが、通所の児童発達支援機関に通うという意味合いで使われることが多い。見つかったこどもたちはすべて療育に通わなくてはいけないのかという圧があるので、支援という言葉で、平らかにしておく方が望ましいのではないか。
- ・虐待や性被害に遭った児童と接することがあるが、そういうお子さんたちが性教育を受けている機会が非常に少ない。真っ当な性教育を受けていないからこそ、性被害に遭う、遭いやすくなってしまふ。しっかりと性教育がなされるということも、健全なお子さんの育成においては大事だと思っている。直接的に出るかどうかは別として、具体的な取組み内容として、ぜひ視点として持っていてほしい。

<事務局>

- ・「有害環境対策の推進」とは青少年の健全育成の観点から、有害図書等の指定などを行っており、そのような取組みを指して書いている。
- ・障がいの害の字の話については、担当部局にも確認する。
- ・また、「療育」や「支援」の新しい概念についてだが、主な施策については現在のものを参考にして書いている。今のあり方については、今後関係部局にも確認を取りながら進めていく。
- ・性教育についても、基本施策に基づく施策を各部局で検討していく中で、盛り込んでいけるよう検討して参りたい。

<委員>

- ・「Ⅲ 子育て当事者への支援」ワークライフバランスに取り組む企業の拡大とあるが、どのように拡大していくか。具体的な何か方針はあるのか。

<事務局>

- ・女性の活躍推進やワークライフバランスに取り組んでいる企業に応募いただき、審査等を経て「ワークライフバランス推進エクセレント企業」として認定している。モデル的企业として取組みを進めていただいているところ。令和5年度は17社を認定しており、令和5年度末で累計198社の企業を認定している。

<委員>

- ・将来像のところに「結婚、子育て」が入ることについて、同様に違和感がある。「こどもの権利＝こどもが幸せになる権利」であり、幸せになるためには、夢を持つことができる社会、夢の実現の中の選択肢として結婚やこども、子育てが入ってくるというような構想になっている。このように計画を立てたり法律を作ったりするとき、表向きの目的というのが、「こどもが幸せに生きる権利」があると思うが、社会的に最終的に目標にしていくのは、「岐阜県内での少子化を防ぐこと」というところで、表の目的と裏の目的が表裏一体になっている形なのではないか。表の目的として県民の皆さんに「ぎふっこまんなか社会」というフレーズで、理解をしてもらおうというときには、「結婚、子育て」というのは、選択肢の1つであるという側面がわかるように、具体像の中でも見せる順序を変えるとかそういうことが必要になってくるのではないか。
- ・「結婚、子育て」がないと結局少子化に歯止めがかからないということになってくる。「結婚、子育て」がこどもの中の夢としてとらえられるようになるためには何が必要なのかという思考過程を踏んでいくと、この施策案がいろいろ出てくると思う。
- ・「若者の自立支援・定着率の向上」、「若者を呼び込む施策の推進」が結構鍵になるのではないかとこの気もしている。若者が自立できるための環境というのが、幼いころは子育て環境の側面等が大きく、大人になるにつれて、仕事を始める場面での自立支援が必要となるので、この2つを分けて考えて施策を出していくことも大切だと思う。
- ・30代の人でも都会に出て全然地元に戻ってこない。自分より年が下の方が全然入ってきてくれない。ワークライフバランスの話なども出てくると思うが、「子育てがしやすい社会である岐阜」、「若者が定着しやすい社会である岐阜」という2本の柱が必要になってくるのではないか。

<委員>

- ・「ライフデザイン教育の推進」について、どんな人生を送りたいかを考えてもらうことに加え、将来どのような仕事、どのような働き方をしたいのかというキャリアデザインについても考えていただけるような機会を設けていただきたい。
- ・高校の支援に行った際、高校によっては、生徒一人一人に対して、キャリアコンサルタントが面談をし、自分自身がどんなキャリアを積んでいきたいのか、もしくはどんな大学、専門学校に進みたいのかを、個人個人に向き合っていく施策があった。高校によっても違いが出ているような状況であるため、できるだけ統一できたらと感じた。

<委員>

- ・多くの方が働いていて、1日24時間の3分の1は、仕事をしているということになる。そういった中で、働き方改革関連法が2018年に施行されてから、それぞれの働き方が重要になっている。まだまだ男性の長時間労働というのは一向に解消されていない。ワークライフバランスの話になるが、そのような企業が増え、働き方をきっちり見直し、こどもと向き合う時間を、男女とも考えていただきたいと思う。

- ・特に女性が、第1子を産んだ後に第2子に臨むには、経済的な負担や、子育ての負担など様々な要因がある。子育てができるようなワークライフバランスというのは、働く職場では重要。そういった具体的な取組みとして、より充実した形で進めていく必要がある。

<座長>

- ・将来像、具体像については、「すべてのこどもというところをぜひ重視して欲しい」、「こどもを主軸においた表現、こどもまんなかの表現ということを中心に心がけて欲しい」、「今現在という視点をぜひ入れていくとよい」、「結婚・子育てということももちろん大事なことだが、これだけを前面に出すような表現ではないほうがよいのではないか」、「言葉遣いと定義は、使い分けや、奇をてらった表現というより、しっかりと定義を示した上で、これまで使われている言葉をしっかりと使っていけばよいのではないか」、「まず夢を実現する前に、夢を持てる社会をつくるのが大事であり、その夢を持つという観点を大事にして欲しい」といった意見をいただいた。
- ・具体的な施策については、「ライフデザインは国の施策や概算要求の中にも出てきたが、ライフデザイン教育は非常に古くて新しい重要な観点なので、実質化をぜひ進めるようなことをして欲しい」、「言葉の表現については指摘があった箇所を関係各所に確認しながら、適切な表現にする」、「保育内容等々については質の向上まで踏み込んでやっていくということを、是非お願いしたい」、「ワークライフバランスの取組みを自主的に進めるような具体的な取組み、施策がもっと盛り込まれるとよい」、「社会全体でのこども子育て支援というのが非常に重要な観点になってくるだろうから、支える地域の資源人材の活用の前に、まず発掘や育成するというような観点も重要である」、「子育てにやさしい地域という視点も、社会全体でということに絡んでいるのであれば、必要な観点ではないか」といった意見をいただいた。
- ・「子育て当事者」という表現については、いろいろご意見はあるところだと思うが、本会としては国も使っている言葉でもあるし、それほど冷たさを醸し出している用語でもないので、修正は必要ないのではないかという意見としてまとめさせていただく。

(以上)